

岩手県監査委員告示第37号

監査結果の公表（平成21年岩手県監査委員告示第33号及び第35号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年11月6日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
 岩手県監査委員 樋下 正信  
 岩手県監査委員 菊池 武利  
 岩手県監査委員 谷地 信子

1(1) 監査対象機関名 県南広域振興局北上総合支局保健福祉環境部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年5月12日

イ 本監査実施日 平成21年7月14日

(3) 監査結果の公表の日 平成21年9月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>扶助費の支出に当たり、債権者の確認が不十分なものが1件、120,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>誤って支出した心身障害者扶養共済年金については、平成21年8月14日に返還された。また、正当債権者へは同月28日に口座振込により支払いを行った。</p> <p>なお、心身障害者扶養共済の年金給付に当たって、年金受給権者が死亡し年金の未支給分がある場合は、戸籍等により相続人となる債権者の確認を確実にを行うことにより再発防止に努める。</p>

2(1) 監査対象機関名 久慈地方振興局企画総務部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年5月20日及び21日

イ 本監査実施日 平成21年7月8日

(3) 監査結果の公表の日 平成21年9月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>行政財産使用料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが2件、36,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>行政財産使用許可に係る調定一覧表を作成し、複数職員が確認することにより再発防止に努めることとした。</p>

3(1) 監査対象機関名 岩手県一関保健所

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年7月7日

イ 本監査実施日 平成21年8月19日

(3) 監査結果の公表の日 平成21年10月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>医薬品販売業許可申請手数料に係る収入証紙収納額報告</p>	<p>医薬品販売業許可申請手数料の他に毒物劇物販売登録に</p>

に当たり、報告すべき金額より多く報告しているものが1件、30,100円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

係る毒物劇物販売取扱者試験合格証再交付申請手数料1件、3,000円の報告誤りが判明したことから、医薬品販売業許可申請手数料1件、30,100円と併せて、平成21年9月11日に保健福祉部保健福祉企画室へ証紙収納額の訂正報告を行った。また、当該手数料の調定収納を行った同室においては、同年9月28日に証紙収入整理特別会計へ33,100円を返還した。

なお、今後は、証紙収納額報告と文書受付処理簿による件数の照合を行うとともに、証紙収納関係書類の確認、収入証紙の現物との突合などを確実にを行うことにより再発防止に努める。